

第一種フロン類充填回収業者の登録申請（更新）手続きのご案内

群馬県環境森林部環境保全課

(対象者)

- ・ 第一種フロン類充填回収業者であって、登録の有効期間（5年）の満了を迎える者

(登録方法)

- ・ 有効期間満了後も引き続きフロン類の充填・回収を行おうとする者は、有効期間が満了する前に、当該業務を行う区域の都道府県知事あてに、申請手数料及び必要書類を添えて登録更新申請書を提出します。本県では、有効期間満了日の3ヶ月前から更新申請を受け付けています。

(申請書類)

1 登録申請書

登録申請書様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.gunma.jp/04/e0900158.html>

ア 登録申請書の記載事項

① 「事業所の名称及び所在地」欄

フロン類の充填・回収を行う事業所の名称及び所在地を記載します。

なお、複数の事業所を置いてフロン類の充填・回収を行う場合は、事業所ごとに別葉として申請書の各欄に記入のうえ添付してください。

② 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」欄

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

なお、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からフロン類を回収しようとする場合は、フロン類回収設備の能力が200g/min以上（合算可）でなければなりません。

③ 「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」欄

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

なお、第一種特定製品の整備又は廃棄等において回収のみを行う場合にあっては、○を付けないでください。

④ 「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」欄

所有又は保有するフロン類回収設備について、該当する欄に台数を記入してください。

⑤ 備考の下欄には、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を記載してください。

また、申請に係る事項の補足的説明を任意に記載することができます。

イ 登録申請手数料

5,000円

納付方法は、次のいずれかによってください。

① 払込書による納付

金融機関の窓口で納入し、その半券（領収済証明書）を申請書の裏面に貼付します。（払込人保管）部分は、環境保全課に送付しないでください。

なお、払込書は県から送付しますので、あらかじめ環境保全課にお問い合わせください。

（払込書依頼書については、県のホームページを参照してください。

<http://www.pref.gunma.jp/04/e0900160.html>）

② 群馬県証紙による納付

最寄りの証紙売りさばき所で購入し、申請書に貼付します。（収入印紙ではありませんので、注意してください。）

2 添付書類（新規登録申請と同様です）

ア 本人を確認できる書類（原本）（会社で1通）

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類（事業所ごと）

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。これらを持っていない等の場合は、回収設備を所有している旨の申立書（様式は、環境保全課に問い合わせてください）及び所定の方法で撮影した写真。
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（事業所ごと）

申請書に記載された項目（a. フロン類の回収設備の種類、b. 回収設備の能力）について説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（必要なページのみ）。

エ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面（会社で1通）

申請者等が、フロン排出抑制法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面

* 欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② フロン排出抑制法若しくは自動車リサイクル法（引取業者、フロン類回収業者、自動車製造業者等の規定に限る。）の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消された法人において、その処分の前30日以内に役員であり、かつ、その処分日から2年を経過しない者
- ⑤ 第一種フロン類充填回収業者がその業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 法人にあつては、その役員のうちに上記①～⑤のいずれかに該当する者があるもの

オ フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料 （事業所ごと）

フロン排出抑制法施行規則第40条第2号の「十分な知見を有する者」としてフロン類の回収に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

* 次に掲げる資格のいずれか

- ① 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ② 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ③ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ④ 冷凍空調施設工事業所の保安管理者（高圧ガス保安協会）
- ⑤ （一社）群馬県フロン回収事業協会が実施するフロン回収技術講習会修了者（有効期限が設定され、かつ有効期限内のものに限る。）
- ⑥ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ⑦ 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

カ フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料
(事業所ごと)

フロン排出抑制法施行規則第14条第9号の「十分な知見を有する者」として充填に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

* 次に掲げる資格のいずれか

A (一社)日本冷凍空調設備工業連合会が認定する第一種冷媒フロン類取扱技術者 又は (一財)日本冷媒・環境保全機構が認定する第二種冷媒フロン類取扱技術者

B 次に示す資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

- ① 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
- ② 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械 (高圧ガス保安協会)
- ③ 上記保安責任者 (冷凍機械以外) であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ④ 冷凍空気調和機器施工技能士 (中央職業能力開発協会)
- ⑤ 冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 (高圧ガス保安協会)
- ⑥ 自動車電気装置整備士 (対象は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。)

C 十分な実務経験 (日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わり、これまで高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがないこと) を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※B及びCの「かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習」については、環境省のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

(申請方法)

登録の申請は、下記の申請・照会先に、登録申請書類を持参又は郵送 (郵送の場合は、簡易書留等) により行ってください。

なお、持参する場合は、事前に電話等で連絡の上、お越してください。

有効期間満了日が閉庁日 (土曜・日曜・祝日・年末年始) に当たる場合は、その前に届くように提出してください。 (有効期間満了後に申請書が届いた場合は、「新規申請」となります。)

(登録通知書の送付)

審査後、登録ができ次第、環境保全課から登録通知書を送付します。

原則として、登記事項証明書 (個人の場合は住民票) 記載の住所に普通郵便により送付します。

(申請・照会先)

環境保全課

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 16階南フロア

電 話：027-226-2832

FAX：027-243-7704

メールアドレス：kanhozen@pref.gunma.lg.jp

申請受付時間 (持参の場合)

平日 午前9:00~11:30 午後1:00~4:30

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

令和 年 月 日

群馬県知事 様

(郵便番号)
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~の規定により、必要な書類を
第30条第2項

添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~を申請します。
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
電話番号			
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満		200g/min 以上
CFC 用	台		台
HCFC 用	台		台
HFC 用	台		台
CFC,HCFC 兼用	台		台
CFC, HFC 兼用	台		台
HCFC,HFC 兼用	台		台
CFC,HCFC,HFC 兼用	台		台

(裏面)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 3 複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者又はフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

群馬県証紙（5,000円）
又は領収済証明書貼付

(施行規則第8条第1項第4号関係)

誓約書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

群馬県知事

あて

※ 登録申請者が個人の場合は、「及びその役員」の文字を消すこと。